

労務 ROAD

■キャリアアップ助成金（正社員化コース）

すでに活用されている事業所様も多いかと思いますが、今回は、キャリアアップ助成金の正社員化コースについてご紹介いたします。

〈キャリアアップ助成金とは〉

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

★正社員化コース 助成金額（中小企業の場合）

- ①有期 → 正規：1人当たり57万円<72万円>
 - ②有期 → 無期：1人当たり28万5,000円<36万円>
 - ③無期 → 正規：1人当たり28万5,000円<36万円>
- <>内の金額は生産性の向上が認められる場合の額

〈支給申請までの流れ〉

キャリアアップ計画の作成・提出	今後のおおまかな取り組みイメージを記載。内容に変更がある場合は変更届の提出が必要。
就業規則等の改訂	転換の手続き、要件、転換または採用時期を規定 ※10人以上の事業所は監督署への届出も必要
就業規則等に基づき正社員等へ転換	雇用された期間が6か月以上の有期契約労働者の転換が助成金の支給対象。 ※有期契約労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限る
転換後6か月の賃金の支払い	転換前6か月と転換後6か月の賃金を比較し、5%以上増額している必要がある。 ※実費補填（通勤手当、住宅手当等）、変動給（残業手当、歩合手当等）は含まない ※総額が増額している場合でも、固定的賃金が低下している場合は支給対象外となる
支給申請	転換または直接雇用した対象労働者に対し、正規（無期）雇用労働者としての賃金を6か月分支給した日の翌日から起算して2か月以内に申請

〈賃金5%以上増額の計算方法〉

- 原則（転換前後で所定労働時間や給与支給形態に変更が無い場合）

$$\frac{(\text{転換後6か月賃金の合計} - \text{転換前6か月賃金の合計})}{\text{転換前6か月の賃金総額}} \times 100 \geq 5\%$$
- 転換前後で所定労働時間や給与の支給形態に変更があった場合
賃金を所定労働時間で除し、1時間あたりの賃金を算出した上で比較する
- 転換日が賃金日と一致しない場合
例) 毎月10日払、当月25日払の事業所で、4月1日に転換した場合
転換前6か月を「9月11日～3月10日」、
転換後6か月を「4月11日～10月10日」として確認

※上記は2020年4月の情報です。今後、支給要件等が変更になる場合もございます。
【厚生労働省 より】

VOL.693
(2004-4)



(旧 河本社労士事務所)

〒541-0056
大阪府中央区久太郎町
1-9-26 船場 IS ビル 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当: 矢尾・君野・茅原

新型コロナウイルス関連の
助成金の最新情報について

社会保険労務士法人アイデア
ホームページにて、
随時掲載しておりますので
こちらをご確認ください！

新型コロナウイルス感染症の
対策のため弊所では先日より
テレワークを実施し、原則
お客様への訪問はせず、電話
・メール・マイコモン等で
対応させて頂いております。
<期間>
令和2年4月8日（水）より
令和2年5月6日（木）まで

関係者の皆様には大変ご迷惑
とご不便をお掛けしますが、
ご理解ご協力のほど宜しく
お願いいたします。

4月 労務スケジュール

- ・雇用保険 高年齢者の
雇用保険料徴収開始
- ・協会けんぽ 料率改定
(健康保険・介護保険)
※翌月控除の場合
- ・労働者死傷病報告書の提出
(休業4日未満)
※5月1日まで